

トークネットホール仙台(仙台市民会館)の使用料の改定内容

平成 31 年 3 月 25 日

※使用料が改定となる施設についてのみ掲載しております

改定内容

ア 大ホール等の使用料の改定

(現 行)

			午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～16:30)	夜間 (17:30～21:30)
大 ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	平日	28,600 円	44,400 円	60,800 円
		土曜日・日曜日・休日	39,500 円	57,700 円	79,100 円
	500円以下の入場料を徴収する場合	平日	44,900 円	66,600 円	83,200 円
		土曜日・日曜日・休日	58,600 円	81,900 円	96,800 円
	500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	69,300 円	96,600 円	120,100 円
		土曜日・日曜日・休日	84,000 円	117,000 円	144,300 円
	1,000 円を超え 3,000 円以下の入場料を徴収する場合	平日	76,100 円	111,000 円	127,600 円
		土曜日・日曜日・休日	98,900 円	144,300 円	167,700 円
	3,000 円を超える入場料を徴収する場合	平日	90,000 円	125,500 円	144,300 円
		土曜日・日曜日・休日	109,200 円	152,100 円	176,800 円
小 ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	平日	6,500 円	9,600 円	13,100 円
		土曜日・日曜日・休日	8,500 円	12,400 円	17,100 円
	500円以下の入場料を徴収する場合	平日	9,800 円	14,400 円	19,700 円
		土曜日・日曜日・休日	12,800 円	18,700 円	23,400 円
	500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	16,900 円	24,100 円	28,900 円
		土曜日・日曜日・休日	20,400 円	28,900 円	34,900 円
	1,000 円を超える入場料を徴収する場合	平日	22,800 円	32,500 円	39,700 円
		土曜日・日曜日・休日	28,900 円	41,000 円	49,400 円
	第一楽屋		780 円	960 円	1,000 円
	第二楽屋		780 円	960 円	1,000 円
	第三楽屋		510 円	600 円	680 円
	第四楽屋		650 円	840 円	960 円
	特別応接室		3,300 円	6,000 円	6,800 円

↓
(改定後)

			午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～16:30)	夜間 (17:30～21:30)
大ホール	入場料を徴収しない場合	平日	29,100 円	45,200 円	61,900 円
		土曜日・日曜日・休日	40,200 円	58,700 円	80,500 円
	500円以下の入場料を徴収する場合	平日	45,700 円	67,800 円	84,700 円
		土曜日・日曜日・休日	59,600 円	83,400 円	98,500 円
	500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	70,500 円	98,300 円	122,300 円
		土曜日・日曜日・休日	85,500 円	119,100 円	146,900 円
	1,000 円を超え 3,000 円以下の入場料を徴収する場合	平日	77,500 円	113,000 円	129,900 円
		土曜日・日曜日・休日	100,700 円	146,900 円	170,800 円
	3,000 円を超える入場料を徴収する場合	平日	91,600 円	127,800 円	146,900 円
		土曜日・日曜日・休日	111,200 円	154,900 円	180,000 円
	入場料を徴収しない場合	平日	6,600 円	9,700 円	13,300 円
		土曜日・日曜日・休日	8,600 円	12,600 円	17,400 円
小ホール	500円以下の入場料を徴収する場合	平日	9,900 円	14,600 円	20,000 円
		土曜日・日曜日・休日	13,000 円	19,000 円	23,800 円
	500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	17,200 円	24,500 円	29,400 円
		土曜日・日曜日・休日	20,700 円	29,400 円	35,500 円
	1,000 円を超える入場料を徴収する場合	平日	23,200 円	33,100 円	40,400 円
		土曜日・日曜日・休日	29,400 円	41,700 円	50,300 円
	第一楽屋		790 円	970 円	1,000 円
	第二楽屋		790 円	970 円	1,000 円
	第三楽屋		510 円	610 円	690 円
	第四楽屋		660 円	850 円	970 円
	特別応接室		3,300 円	6,100 円	6,900 円

イ その他の施設の使用料の改定

	現 行		改定後	
調理実習室	1 時間当たり	920 円	1 時間当たり	930 円
第一教養室	"	780 円	"	790 円
第二教養室	"	780 円	"	790 円
第一会議室	"	780 円	"	790 円
第二会議室	"	780 円	"	790 円
第三会議室	"	780 円	"	790 円
第四会議室	"	780 円	"	790 円
第五会議室	"	780 円	"	790 円
第六会議室	"	890 円	"	900 円
第七会議室	"	890 円	"	900 円
和室（１）	"	780 円	"	790 円
和室（２）	"	780 円	"	790 円

改定の適用日

＜市民利用施設予約システム対象施設の予約について＞

平成 31 年 10 月から改定後の料金が適用となりますが、次の場合には改定前の料金が適用となります。

- ・市民利用施設予約システムでの抽選による申込みの場合は、平成 31 年 9 月までに抽選が行われたもの
- ・市民利用施設予約システムでの抽選期間終了後の空き施設の申込みの場合は、平成 31 年 9 月までに使用許可を受けたもの

お問い合わせ

市民局地域政策課

電話:022-214-6130

ファクス:022-214-6140

メールアドレス:sim004070@city.sendai.jp